

第2章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ・性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の基本的な考え方
- 6 環境の将来像と基本目標

第2章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

香川県環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)は、香川県環境基本条例に定める次の基本理念のもと、同条例第9条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

【基本理念】

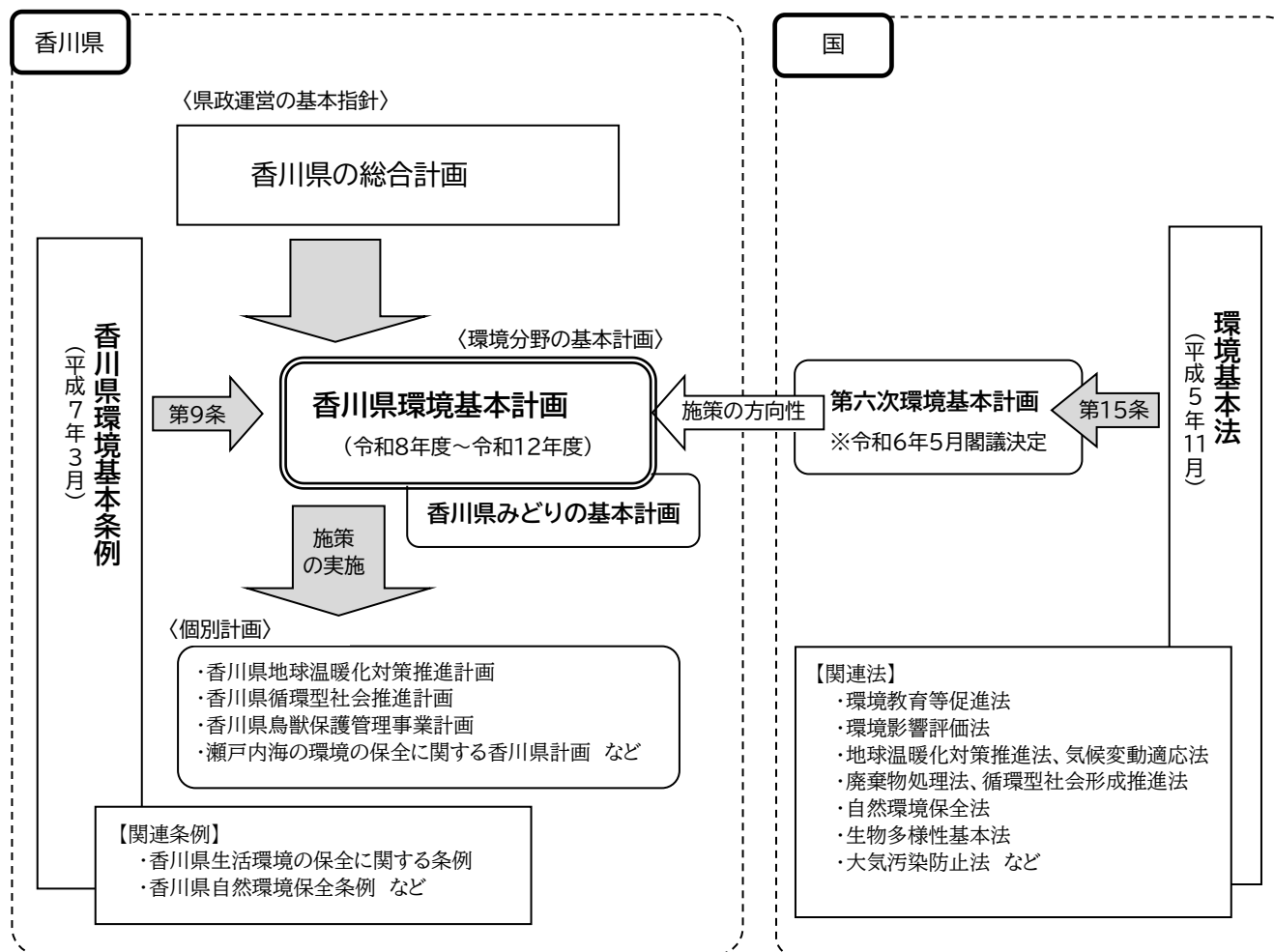
- 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

2 計画の位置づけ・性格

環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的な役割を担う計画であり、本県の環境の保全に関する「長期的な目標」を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する「施策の大綱(基本的事項)」を示しています。

- (1) 県政運営の基本指針である総合計画の環境の分野別計画として、当該計画が示す政策の基本的な方向に沿って、策定・推進します。
- (2) 環境基本計画は、本県の環境政策を推進する基本的な計画であることから、県の環境に関する個別計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進します。
- (3) 環境基本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画として、また、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

香川県環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

4 計画の対象範囲

環境基本計画が対象とする範囲は、香川県環境基本条例第8条に定める施策の基本方針に基づき、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野の4つの分野で、それぞれ次の項目について取り扱うこととします。

また、森林や身近な緑などの自然環境については、香川県みどりの基本計画で取り扱うこととします。

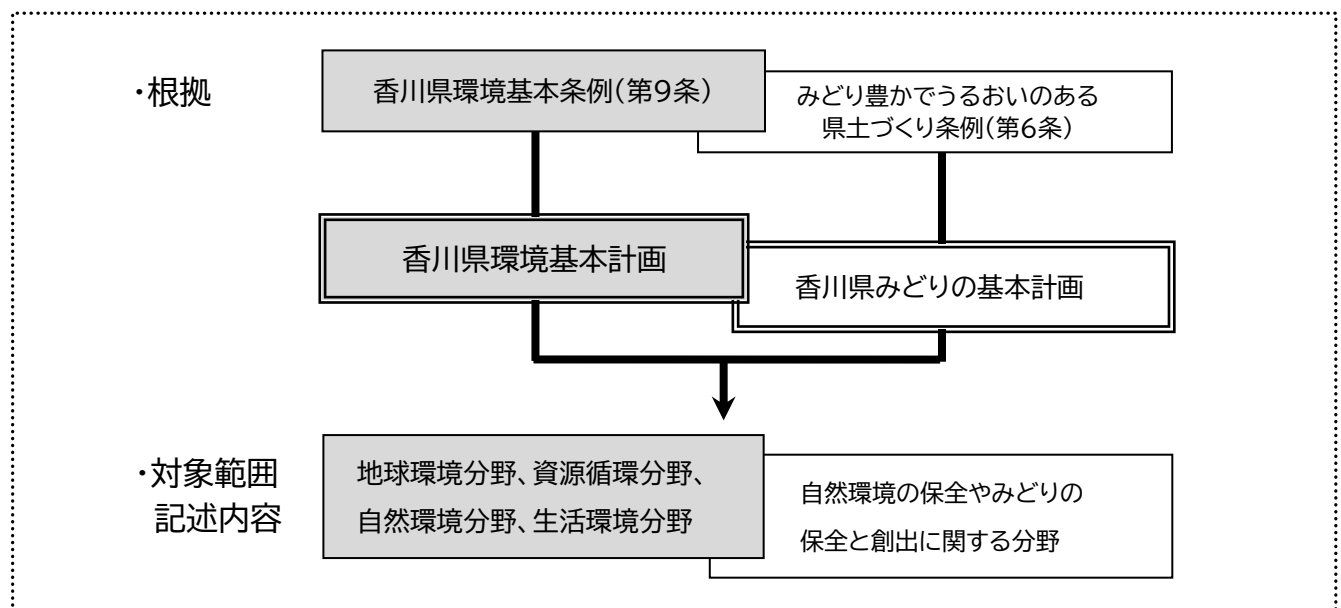
【環境基本計画が対象とする範囲】

地球環境分野	地球温暖化
資源循環分野	廃棄物、水循環等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、農地等
生活環境分野	大気環境、水環境、土壌・地盤環境、騒音、振動、悪臭、化学物質

【参考】

「香川県みどりの基本計画」の位置づけ

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例(平成14年4月1日施行)」に規定する緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出などに関する分野における基本的な計画に位置づけています。



5 計画の基本的な考え方

○ 環境と成長の好循環によるグリーン社会の実現に向けて

いま、地球環境の保全と社会経済活動を両立させ、環境負荷の少ない持続可能な社会である「グリーン社会」の実現が求められています。

そのために、私たちは、現在の世代の暮らしを維持しつつ、将来の世代も安全・安心で豊かな生活を送れるよう、地球温暖化対策や自然との共生、資源の有効活用による循環型社会の構築に取り組む必要があります。

また、持続可能な社会の実現に向けては、環境問題への取組みを経済的な制約と捉える従来の発想を転換し、新たな成長の機会と捉えることが重要であり、近年では、「GX(グリーン・トランスフォーメーション)」など、産業構造や社会経済システム全体を変革することで経済成長と環境保全の両立を図る取組みも広がっています。

このような新たな視点を取り入れつつ、コロナ禍以降の社会経済情勢の変化も踏まえ、環境保全施策により積極的に取り組むことで、「環境と成長の好循環」の流れを作り、環境、経済、社会が調和する「グリーン社会」の実現をめざします。

○ 環境を守り活かす人づくり、そして地域づくりに向けて

私たちは、自然環境のすばらしさや恩恵を享受する一方で、私たちの暮らしそのものが自然環境のあり方を形作っています。人間とそれをとりまく環境は、一方的な関係ではなく、互いに影響し合いながら変化しており、この関係性を深く理解し、私たち自身が環境に配慮した行動をとることが、複雑かつ多様化する環境の課題への対応に不可欠です。

将来にわたって人間が豊かに生きていくために、県民一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、主体的に取り組む「人づくり」とともに、その取組みが地域に根差したものとなるよう県民・事業者・民間団体・行政などあらゆる主体が連携・協働する「地域づくり」も推進します。

○ 環境課題の解決とSDGsの目標達成に向けて

2030年までに「持続可能な開発目標(SDGs)」を達成するため、現在、さまざまな分野で取組みが進められています。SDGsが掲げる経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する目標には、環境の分野に関連する目標が多く含まれています。

持続可能な社会の実現をめざして、地球温暖化対策の推進、循環型社会の推進、自然と共生する地域づくりの推進、安全・安心な生活環境の保全を柱とする環境基本計画に基づき、各施策を推進することにより、私たちが直面している気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失、海洋・大気汚染といった環境課題の解決を図り、SDGsの目標達成にも貢献していきます。

6 環境の将来像と基本目標

「5 計画の基本的な考え方」を踏まえ、本県がめざす環境の将来像は次のとおりとします。また、その実現に向けた環境保全に関する施策を展開するため、環境分野ごとの基本目標を次のとおり設定し、具体的な施策の展開を図っていきます。

【環境の将来像】

環境と成長の好循環が図られるグリーン社会の実現

【基本目標】

〈各分野にまたがる基盤整備・地域づくり〉

I 環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進

〈地球環境分野〉

II 地球温暖化対策の推進

〈資源循環分野〉

III 循環型社会の推進

〈自然環境分野〉

IV 自然と共生する地域づくりの推進

〈生活環境分野〉

V 安全・安心な生活環境の保全